平成２２年（フ）第６４９号
熊本県上益城郡益城町大字惣領1458番地５
債務者　陣内ヱミコ
1　決定年月日時　平成22年９月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第６６１号
熊本市九品寺１丁目19番５　セントヒルズ熊本402号室
債務者　本山　啓晋
1　決定年月日時　平成22年９月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第６６５号
熊本県菊池郡菊陽町大字津久礼2169番地　Kハイツ206号
債務者　緒方　将人
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第６６６号
熊本県菊池郡菊陽町大字津久礼2169番地　Kハイツ206号
債務者　緒方　恵美
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第６９６号
熊本市画図町大字重富888番地37　１―206号
債務者　松村　慶子
1　決定年月日時　平成22年９月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第７１４号
熊本市坪井４丁目１番28号　メゾン平成101号
債務者　野口　　誠
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第３９２号
青森市千刈３丁目10番２号
債務者　山本たまき
1　決定年月日時　平成22年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４２０号
青森市大字安田字近野489番地17
債務者　阿部　清喜
1　決定年月日時　平成22年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４２２号
青森市小柳４丁目７番３号　市営住宅
債務者　池田　　仁
1　決定年月日時　平成22年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４２４号
青森市大字久栗坂字山辺75番地６
債務者　熊谷　千春
1　決定年月日時　平成22年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２２８号
青森市浪岡大字女鹿沢字平野67番地10
債務者　加藤　　実
1　決定年月日時　平成22年９月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第２４６号
広島県福山市引野町３丁目20番16号　シティハイツ天道102、旧住所広島県福山市南蔵王町４丁目８番12号
債務者　瀬川　ゆき（旧姓藤岡）
1　決定年月日時　平成22年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第２５０号
広島県福山市駅家町大字弥生ケ丘10番地295県住６―302
債務者　田辺　英理
1　決定年月日時　平成22年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第１４６号
山口県下松市桜町３丁目16番13号、前住所山口県下松市桜町３丁目16番14号
債務者　今井レイ子
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２２年（フ）第１５０号
山口県下松市大字西豊井1340番地
債務者　佐々木ミツヱ
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２２年（フ）第１５９号
山口県周南市周陽１丁目16番10―103号
債務者　藤井　芳昭
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２２年（フ）第１６４３号
横浜市緑区十日市場町1258番地　十日市場ヒルタウン４―４号棟407号室、住民票上の住所横浜市旭区柏町35番地２　関根方
債務者　吉田　政義
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部